

「第3次千葉県アカゲザル防除実施計画(案)」に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部自然保護課鳥獣対策班

1 パブリックコメント実施期間 令和8年2月16日(月)～令和8年3月2日(月)

2 意見提出者数(意見の述べ件数) 66人(69件)

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめてさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

御意見の概要	県の考え方
(1)捕獲後の処置について	
<p>捕獲・殺処分を行う際、金属バットでの殴打や刃物による殺傷といった、動物に不必要な苦痛と恐怖を与える非人道的な手法は絶対に避けるべきです。 環境省の指針や動物愛護法に基づき、「できる限り苦痛を与えない方法(化学的処置による安楽死等)」を原則として明記し、現場での場当たりの暴力的手法を厳禁することを強く求める。【29件】</p>	<p>千葉県では第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画書に基づき、捕獲個体を致死させる場合には、「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府令第40号)」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法で実施しています。</p>
(2)殺処分以外の対応について	
<p>安易な殺処分に頼る前に、餌付けの禁止、廃棄作物の管理、防護柵の設置といった「人間側の行動変容」に対する予算と施策を最優先すべきである。【11件】</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>捕獲後に殺処分するのではなく、避妊・去勢手術後に放獣とすることはできないのか。【37件】</p>	<p>生態系被害防止のため防除が必要になります。 また、一部個体については、生息状況を調査する目的で避妊・去勢手術を施し、発信機を装着したうえで放獣しています。</p>
<p>元いた国へ返還することはできないのか。【1件】</p>	<p>外来生物法により特定外来生物の生きたままの運搬は原則として禁止されているため行うことはできません。</p>
(3)アカゲザルを保護する施設の整備について	
<p>殺処分しないで、アカゲザルだけを集めた施設を作って欲しい。 また、ニホンザルとアカゲザルの交雑個体だけの施設を作って欲しい。【3件】</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
(4)アカゲザルの交雑個体の判別について	
<p>ニホンザル保全を目的とするのであれば、アカゲザルとの交雑個体をどのような科学的手法で判別するのか。【3件】</p>	<p>千葉県が実施する事業では、ニホンザルとアカゲザルの判別として、相対尾長や体毛色を基に交雑を判断しており、交雑個体と判断された個体については安楽殺処置を行っており、アカゲザルや交雑個体でない個体については放獣しています。</p>
(5)防除事業の継続の必要性について	
<p>アカゲザルによる被害額が減少しているにも関わらず、全頭駆除を目的とした防除事業を継続する必要があるのか。【19件】</p>	<p>アカゲザルは特定外来生物であり、ニホンザルとの交雑を防ぐために、事業を継続する必要があると考えています。</p>
(6)被害状況について	

<p>実際の被害はどの程度のものなのか。 また頭数など正確な数字はでているのか。【1件】</p>	<p>被害金額は年間50万円前後を推移しております。 生息頭数については、アカゲザルは樹上性が高いことから正確に把握できておらず、推定生息数として1000頭程度と推定しています。</p>
(7)生態系への影響について	
<p>外来種である赤毛猿が生態系に影響及ぼすと言う根拠を提示すべきである。【4件】</p>	<p>生態系被害として、房総半島のニホンザル地域個体群との交雑が確認されています。</p>
(8)報奨金制度について	
<p>動物の命を奪うことを目的とする報奨金制度は廃止すべきである。【25件】</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
(9)ハナレザル等の防除について	
<p>その他区域での取り組みとして、「アカゲザル等ハナレザルやオスグループの生息が確認された場合は、既存事業により速やかに防除を実施する。」とあるが、すでにニホンザルとの交雑が進んでいる状況であれば、一見するとニホンザルのようなサルにより、千葉県外にアカゲザル遺伝子が流出する恐れがあると思われる。そのため、アカゲザルや交雑個体に限定せずニホンザルのような個体であっても速やかに防除を実施するように検討いただきたい。【1件】</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
(10)事業の実施方針について	
<p>・第三次計画の取り組みとして、群れごとの全頭捕獲を実施することとなっているが、前線部の群れなど優先順位をつけて防除を実施していくなど捕獲の具体的な計画や取り組みはないのか。ロードマップがそれに該当する場合、本計画に記載すべきではないか。【1件】</p>	<p>捕獲する群れの優先順位や方針などは毎年度、事業実施方針を作成しています。 また、より具体的な対策となるよう、5年毎の計画ではなく、単年度毎に作成することとしています。 ロードマップについては、頂いたご意見などを踏まえ検討させていただきます。</p>
<p>長期的かつ持続可能な管理の観点から、致死的手法への依存を縮減し、防除・拡散防止・科学的モニタリングを軸とする管理へ予算配分を重点化することを要望いたします。【3件】</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
(11)定期的な事業の進捗報告について	
<p>定期的な進捗報告を公開し、意見募集を行い、必要に応じて計画を見直して下さい。【7件】</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
(12)実施職員・作業者のメンタルケアについて	
<p>残虐な手法による殺処分は、それを行う職員や委託業者にとっても深刻な心理的負荷となり、トラウマを植え付けるリスクがあります。これは労働環境の安全性の観点からも問題です。【2件】</p>	<p>千葉県では第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画書に基づき、捕獲個体を致死させる場合には、「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府令第40号)」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法で実施しています。 メンタルケアについては、引き続き配慮しながら事業を進めてまいります。</p>
(13)アカゲザルの駆除についての反対意見	
<p>アカゲザルの駆除に反対します。【54件】</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>